

議案第74号

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う厚生労働大臣が定める医療行為の告示の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する
条例

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（令和4年9月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。